

各 位

会 社 名	日立キャピタル株式会社
代表者名	執行役社長 高野 和夫
(コード番号：8586・東証第一部)	
問合せ先	執行役常務 百井 啓二 (TEL：03-3503-2118)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本年 6 月 22 日開催予定の定時株主総会に下記の通り定款一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

証券取引法が金融商品取引法に改組され、法定用語の一部に改定がなされることに伴い、事業目的の記載を修正するほか、所要の削除・修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 条 (目的) 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (省略) <u>(9) 抵当証券等の保有、管理および売買</u> <u>(10) 信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業</u> <u>(11) 証券業</u> (12)～(18) (省略) <u>(19) 投資顧問業および商品投資販売業</u> <u>(20)～(25) (省略)</u>	第 2 条 (目的) 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (現行どおり) (削除) <u>(9) 信託業、信託契約代理業</u> <u>(10) つぎに掲げる金融商品取引法に規定する業</u> <u>務</u> <u>第一種金融商品取引業</u> <u>第二種金融商品取引業</u> <u>投資運用業</u> <u>投資助言・代理業</u> <u>金融商品仲介業</u> (11)～(17) (現行どおり) (削除) (18)～(23) (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成 19 年 6 月 22 日

定款変更の効力発生日：「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号) 附則第 1 条本文及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年法律第 66 号) 附則本文に規定する施行日(予定)

以 上